

JUSTICE 会費・要項に対する Q & A

I. 会費の徴収について

Q 1. 何故、平成 25 年度から会費の徴収が必要なのか。また、会費はどのような目的に使用するのか。

A 1. 会費徴収の目的は、「大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) の会費について」にあるとおり、事務局の専任職員 (3 名) の人件費が派遣元大学の負担となっていることから、事務協力費という形でこの負担を軽減しようとするものです。概ね 1,000 万円程度が必要になるため、それを会費として徴収します。

JUSTICE が発足する前の、国立大学図書館協会コンソーシアムと公私立大学図書館コンソーシアムの活動は、その規模が拡大する一方で、特定の大学図書館のボランティア的な努力に依存したままの状態でした。規模が拡大するにつれて、活動に必要な業務を日常的・継続的に行うことが難しくなり、コンソーシアムの維持そのものが困難になりつつありました。

そのことから、JUSTICE は、発足時から事務局に専任職員 3 名を置くこととし、職員は参加大学からの出向により確保することとなりました。

出向元大学の負担を軽減するため、会費を徴収することは JUSTICE 発足当初から予定されていましたが、2 年間は移行期間として会費の徴収を行わず、国立大学図書館協会コンソーシアムと公私立大学図書館コンソーシアムからの円滑な業務移行に充てると共に、具体的な会費額やその徴収・管理・支出の方法を検討してきました。

特定の大学等の負担に依存することなく、参加する全ての大学図書館が主体的に JUSTICE の活動に関与し、支えていくというのが会費徴収の基本的な考え方です。

Q 2. 大規模大学と小規模大学の会費の差が少ないのではないか。小規模大学の会費を少なくすることや、大規模大学の会費を多くすることを検討してほしい。

A 2. できるだけ多くの大学が参加しやすい金額としました。

大規模大学は、会費以外に、事務局職員の出向、運営委員会委員、出版社協議や各種調査・広報を実施する各部会の委員といった形でも JUSTICE の活動を支援していきます。移動のための旅費は支給されるものの、原則として各大学のボランティアです。

また、大学図書館関連の各種協 (議) 会の会費は、概ね最大で 2 倍程度の格差に止められています。

そうしたこともあり、「基礎的な額+規模による増額」という考え方で、最大格差を 3 倍にしています。

Q 3. 各大学の契約金額に応じて会費を負担する方法が良いのではないか。

A 3. 契約金額に応じた会費としなかったのは以下のような理由によるものです。

- ・ 契約金額は毎年変動するため、契約金額に応じた会費では、各大学の会費も会費収入総額も毎年変動する可能性があり、不安定なものとなります。
- ・ 購読の形態や学内での購読経費の負担方法は大学によって異なり、毎年実施している契約実態調査でも、コンソーシアム条件に対する契約金額のみを正確に算出するのが困難な大学も少なからず存在しています。
- ・ 契約するか否かは結果であり、コンソーシアムへの提案書は契約を行うか否かの重要な判断材料でもあります。提案書（契約条件）の合意に至るまでには、膨大な業務が存在しており、事務局専任職員のそうした業務に対する負担でもあります。
- ・ なお、大手4社（Elsevier社、Nature社、Springer社、Wiley社）との契約金額と構成員数には一定の相関関係があり、契約金額に基づくべきというご意見にもある程度応えるものとなっています。

Q 4. 会費の算出根拠となる教員数、大学院数とは具体的にどの数字を用いるのか。

A 4. 教員数は常勤教員数、大学院生数は大学院定員数により算出します。

Q 5. 1大学に複数の図書館が設置されている場合、図書館毎に会員となるのか。

A 5. 1大学に複数の図書館が設置されている場合、その全体で1つの図書館として会員になっていただきます。

Q 6. 会費収入が不足する場合に国立情報学研究所(NII)からの支援額が増えるのか。逆に、会費収入が増えればNIIからの支援額は減らされるのか。

A 6. 「大学図書館コンソーシアム連合要項」や「大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）の会費について」にあるとおり、JUSTICEは、国立情報学研究所（NII）と国公立大学図書館協力委員会との間の「連携・協力の推進に関する協定書」に基づき設置された「連携・協力推進会議」の下に位置付けられます。

両者の協議により、JUSTICEの事務局はNII（学術基盤推進部図書館連携・協力室）に置かれています。

コンソーシアムが安定した活動を続けるためには、日常的に業務を行う専任の職員が必要になります。そうすると、職員が所属する組織や業務を行う場所も必要になります。その組織や場所という環境がNIIの学術基盤推進部図書館連携・協力室という形で整えられたということです。

組織上はNIIの一部でも、NIIの業務を行う組織ではありません。活動の組織や場所等をNIIが整備し、そこで大学図書館職員がJUSTICEの事務局活動を行っているということです。NIIからの支援は、NIIが設置している事務局（図書館連携・協力室）の業務に必要な物的な部分に対するものです。

一方、実際に事務局の業務を行う専任職員をはじめとした人的な部分に関しては、大学図書館が負担することとなっています。現在3名の専任職員が配属されていますが、全て大学からの出向職員です。出向職員の人件費（出向元大学への事務協力費）は参加大学全体で負担することとなります。

NIIによる経費負担は、NIIからJUSTICEへの拠出金ではなく、NIIの活動の一部である図書館連携・協力室の運営にNIIの経費が充てられるものです。会費や国公私立大学図書館協力委員会からの経費とは異なり、JUSTICEとしての収入・支出という扱いをすべきものではありません。

NIIの経費は、当該年度に想定される物的な必要経費の状況により金額が変動する可能性はありますが、会費とは明確に区別されるもので、会費の不足が補填されるものではありません。

逆に、会費収入が想定額を上回った場合、それは原則として人的な活動に対して使用することになります。

Q7. 会費を支払って参加することの意義は何か。

A7. JUSTICEは、電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約、管理、提供、保存、人材育成等を通じて、わが国の学術情報基盤の整備に貢献することを目的とする組織であり、具体的には(1)出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入や利用に関する条件の確定、(2)電子ジャーナルのバックファイルや電子コレクション等の拡充、(3)電子リソース管理（ライセンス管理、利用統計管理等）のためのシステムの共同利用、(4)電子リソースの長期保存とアクセス保証、(5)電子リソースに関わる図書館職員の資質向上、等の事業を実施していきます。

JUSTICEは、上記の目的を果たすために、大学図書館とNIIとが協定書を交わし、連携・協力推進会議という枠組みを作り、その下に、課題を解決するための体制を整えて、密接に連携・協力しながら活動する組織です。

大学図書館にとって重要な課題の解決に向けて、大学図書館自らが、設置母体を超えた一大連合を組織し、NIIという場所でNIIの日常的な支援を受けながら、大学図書館職員が主体的に取り組んでいくものです。

こうした活動の主旨にご賛同いただき、1つでも多くの大学に、この活動に加わっていただければ幸いです。

JUSTICEの活動内容や、これまでの活動の成果等については、JUSTICEのWebページ上に掲載し、全参加大学にお伝えしていますので、是非そちらもご確認をお願いいたします。

Q8. 会費を支払う上で、出版社との交渉によってどの程度契約金額が安くなっているのかが気になる。

A8. 出版社との価格交渉による、コンソーシアム全体、あるいは各参加大学における経済的な効果を明確にお示しするのは難しい状況です。コンソーシアム向けの提案以外の、出版社の標準的な販売条件が分からず、比較する対象が明確でない場合が

多いこと、実際の支出金額への提案条件の適用は、個々の参加機関の過去の購読状況などに左右されること、為替レートの変動などにより経年比較が行いにくいことなどが理由です。

平成 24 年度からは、出版社からの提案書式を統一し、可能な限り標準価格の記載を求めています。そうした金額と自大学の契約金額を比較していただくことは可能です。また、提案書や契約書等により詳細な契約条件が確認できますので、各大学でも検証いただくことが可能です。

Q 9. 会費を支払わないと契約条件等の情報を得られないのか。

A 9. 出版社との交渉は、JUSTICE の会員を対象とした購入・利用条件について行っているものですので、交渉の状況報告や合意した契約条件等の通知、その契約条件での契約の対象は会員に限られます。

また、各出版社との交渉は、交渉内容や交渉結果（契約条件）を会員以外に漏洩しないことを前提としています。各会員においても、提案書や契約書等に守秘義務が明記されているか否かに関わらず、会員以外に契約条件等を漏洩することがないようにご注意願います。

Q 10. 急に会費が変更される可能性はあるのか。

A 10. 当面は会費の変更は行わない予定です。なお、「大学図書館コンソーシアム連合要項」において、会費は総会で定めるものとされていますので、会費の金額や納入期限等は総会で決定されます。従って、会員の承諾なしに急に変更されることはありません。

Q 11. 電子資料の契約実績がほとんどなく、会費を徴収するのであれば退会したい。

A 11. 契約金額を下げる以外の JUSTICE の目的や活動（A 7 をご参照願います。）にご賛同いただければありがたいのですが、当面電子リソース契約のご予定がなく、メリットを感じられないということもあるかと思えます。JUSTICE に参加されるか否かのご判断は各大学に委ねられますので、退会されるというのも選択肢の一つです。

改めてご参加いただくことは可能ですので、退会された後も、引き続きご検討いただければ幸いです。

II. 組織について

Q 1 2. JUSTICE の説明には、いろいろな組織の名が出てくるが、各組織は JUSTICE とどのような関係なのか。

A 1 2. JUSTICE に関連する組織の位置づけは以下のとおりです。

- 1) NII と国公立大学図書館協力委員会との間で「連携・協力の推進に関する協定書」が交わされ、それに基づいて設置された委員会が、連携・協力推進会議です。

JUSTICE は、この「連携・協力推進会議」の下に設置された組織です。

- 2) JUSTICE が設置される以前には、国立大学図書館コンソーシアムと、公私立大学図書館コンソーシアムが存在しており、JUSTICE はこの 2 つのコンソーシアムの業務を統合・継承した組織でもあります。

- 3) 1) の国公立大学図書館協力委員会を構成する団体が国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会です。

JUSTICE の会員資格を有する大学の多くが 3 つの団体の何れかの会員ですが、3 つの何れの団体の会員にもなっていない大学も存在します。また、JUSTICE は、個々の大学の意志により会員になっていただくものですので、3 つの団体との直接的な関係はありません。

ただし、3 つの団体は、国公立大学図書館協力委員会を通して、JUSTICE と間接的な関わりがあると言えます。

Q 1 3. JUSTICE 内の各組織はどのような役割を担うのか。

A 1 3. JUSTICE 内の組織としては、総会、運営委員会、作業部会、事務局があげられます。

- 1) JUSTICE の運営を担う組織が運営委員会です。

運営委員会の委員は、JUSTICE を設置した「連携・協力推進会議」が指名し、JUSTICE の総会が承認します。運営委員会の委員長は委員の互選で選出されません。

運営委員会の委員長が JUSTICE の代表者となります。

- 2) 運営委員会の下で、出版社交渉、各種調査や広報等の具体的な活動の中心となるのが作業部会です。

作業部会の委員は会員（図書館）に所属する職員です。

各作業部会の役割や委員については、運営委員会において作業部会毎に設置要項を制定して定めることとなります。

- 3) JUSTICE の活動に必要な日常的業務を遂行するのが事務局です。

コンソーシアムが安定した活動が続けるためには、日常業務を継続的に行う専任の職員が必要です。専任職員が所属する組織として NII の学術基盤推進部内に図書館連携・協力室が設置されています。

3 名の専任職員が配属されていますが、全て大学からの出向職員です。

4) JUSTICE の活動は、運営委員会および各作業部会が中心となって進めていきますが、個々の会員の意志を直接反映させる場が総会です。

総会は、運営委員会委員の承認を行うほか、運営委員会が策定した各年度の事業計画、事業実施内容、会費徴収に関する事項、予算・決算に関する事項等の報告を受け、それを承認する役割を担います。

JUSTICE の活動・事業（特に出版社交渉等）は、常に機動性・柔軟性が必要となりますので、個々の全ての活動に対して総会の承認を要するものとはせず、年度毎の計画、結果についての承認を得るに止めるものとします。

Q 1 4. JUSTICE が少額の経費や少数の事務局職員により活動していく中で、年に1回とはいえ、数百もの会員を対象とした総会を開催するのは運営上の大きな負担になるのではないのか。

A 1 4. 国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会の総会のような大がかりな総会を開催するのであれば、年1回といえども多大な負荷となり、活動経費や事務局職員等の業務を強く圧迫することになりますので、開催自体がきわめて困難と考えています。

JUSTICE は大学図書館全体にとって顕著となっている重要課題を早急に解決するために、機動的に活動することが本来の目的ですので、総会の内容は、運営委員会および各作業部会の活動にあたって必要な事項の報告・承認、会員の意見聴取等に限定し、開催経費や準備等の労力を必要最小限に止める方向で検討しています。

Q 1 5. 会員を大学図書館以外に拡大する予定はないのか。

A 1 5. JUSTICE の会員となる資格を有するのは、現在は大学（短期大学を除きます。大学に準じるいくつかの機関を含みます。）に設置された図書館（図書館相当の施設）のみです。将来的に、大学以外の機関に対象を拡大する可能性はありますが、現時点では、大学という範囲での組織とします。

ただし、短期大学を併設する大学については、大学と短期大学とに切り分けることは実質的に不可能と思われるので、短期大学部分のみを排除するものではありません。

Q 1 6. JUSTICE の運営上、連携・協力を行う国立情報学研究所（NII）も会員として要項に明記されている必要はないのか。

A 1 6. 現在の要項でも、NII が会員になることは可能です。

なお、NII との連携・協力は、NII が JUSTICE の会員であるか否かということではなく、NII と国公立大学図書館協力委員会との間で「連携・協力の推進に関する協定書」が交わされ、それに基づいて設置された連携・協力推進会議の下に JUSTICE が位置付けられていることによるものであり、必ずしも NII が JUSTICE の会員である必要はありません。

Q 17. JUSTICE の具体的な活動内容について知りたい。

A 17. A 7 をご参照願います。

Q 18. 会費を徴収するのであれば、要項中に監査・監事機能について明記すべきではないか。

A 18. 「大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）の会費について」にあるとおり、JUSTICE としての収入は、会員からの会費と国公立大学図書館協力委員会からの支援経費のみです。

一方、その管理・支出は、事務局（学術基盤推進部図書館連携・協力室）を設置している NII に依頼する予定であり、JUSTICE としての支出は NII への振込のみとなります。

また、NII に依頼した後の NII の支出目的は、事務局専任職員の出向元大学への事務協力費程度となります。

従って、JUSTICE としては、支出に関して NII から報告を受け、それを確認する程度となります。

一方、事務局（学術基盤推進部図書館連携・協力室）の活動費（事業費、事務費、旅費、謝金）は、NII の予算から NII により直接支出されます。JUSTICE の収入にも支出にもなり得ません。

以上のように、JUSTICE の収入・支出については、監査・監事を設置し監査手続きを行わなくても、収入、支出の実績書類をもとに会員に報告し、確認（承認）いただくことが可能と考えます。

そのことから、現時点では監査・監事を設置するには及ばないと判断しています。ただし、監査・監事の設置の必要が生じた場合には、その時点で要項の改訂等を行うことが可能です。